

### 議事要旨(3)企業結合専門委員会及び特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に西川専門委員長より、企業結合専門委員会において投資育成目的（いわゆるベンチャーキャピタル（VC）条項）及び債権回収目的について検討を行っている旨、及び特別目的会社専門委員会では短期プロジェクトである SPE に関する開示の充実について検討を行っている旨の説明がなされた。これらについては、監査委員会報告第 60 号のうち会計に関する部分をベースに、適用指針として反映する方向で検討されている旨の説明がなされた。引き続き秋葉統括研究員より、当該適用指針のたたき台の説明がなされた。

- ・ 議決権の所有割合の算定方法は、議決権制限株式の取扱いなどについて検討したが、現状の取扱いを変更しないこととした。
- ・ 支配が推定されるその他要件として、無議決権株式の保有を念頭に、「当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合」を新たに追加した。
- ・ 投資育成目的や債権回収目的の取扱いについては、現時点では一定の要件を満たせば投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであることから子会社に該当しないとする案（A'案）及び一定の要件を満たせば子会社に該当するが、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めないとする案（B案）とを併記しており、引き続き検討する。なお、子会社のみならず、関連会社についても同様の検討を行っている。
- ・ SPE の開示は、連結原則にいう注記の一つと位置づけ、出資者等の子会社に該当しないものと推定した特別目的会社について、定性的情報と定量的情報の開示を求める方向で検討している。この際、類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載するものとする。
- ・ 適用時期は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度からとする予定である。
- ・ 今後の進め方として、取り扱う内容が企業結合専門委員会と特別目的会社専門委員会とにまたがっているため、11 月 16 日に両専門委員会を合同で開催し、その議論等を経て、12 月中の公開草案議決を目標としたい。

この説明に対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 複数の事業の一つとして投資業や金融業を行っているような会社の取扱いはどのように考えればよいのか、特に B 案の場合には、専業で行っていないと該当しないこととなるのではないか。
- ・ 投資業や金融業を営む会社が投資/融資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合の記載ぶりは、むしろ抽象的で分かりにくくなっており、実務上の混乱を避けるために、より具体的に記載を工夫すべきではないか。
- ・ 本適用指針が公表された後、監査委員会報告第 60 号は廃止されるのか。（これに対して事務局からは、ボリュームは少なくなるものの、監査上の取扱いのみを定めるかたちで存続させることが考えられるが、日本公認会計士協会に確認していきたいとの回答がなされた。）
- ・ 監査委員会報告第 60 号をもとにした適用指針のたたき台は、連結範囲を決めるための取扱いであるにもかかわらず、SPE の詳細な開示の規定が含まれているのは、公表物の構成としてはどうか。（これに対して事務局からは、SPE の開示は、連結原則等の

注記のうちの一つと位置づけており、また、現在の監査委員会報告第 60 号にも SPE に関する支配の判定についての定め（4（2））があることから、適用指針のたたき台の中に含めているとの回答がなされた。）

- ・ 適用指針のたたき台では、在外子会社の連結財務諸表が、実務対応報告第 18 号の当面の取扱いに従う記載があるが、連結の範囲や重要性等は、実務対応報告第 18 号が日本基準への修正を要求している 6 項目を修正する前のベースで判断するのではないか。（これに対して事務局からは、在外子会社が孫会社を連結して連結財務諸表を作成する場合を想定したものであり、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成するのであるから 6 項目を修正する前の数値をベースとしてよいのではないかと回答がなされた。）

以 上